

## 第 6 章 火 災 予 防

### 1. 火災予防運動

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期となる3月と11月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、本県においても県と市町村が中心となって、関係者の協力をもとに住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努めている。

なお、富山県では、フェーン現象等の影響により、春の火災予防運動実施期間を3月20日～3月26日に変更し、車両火災予防運動、山火事予防運動と同時に実施している。

令和4年中の実施状況は次のとおりである。

#### (1) 春季火災予防運動

ア. 実施期間 令和4年3月20日～3月26日(全国統一実施期間は3月1日～3月7日)

イ. 統一標語 『おうち時間 家族で点検 火の始末』

ウ. 重点目標

- (ア) 住宅防火対策の推進(住宅用火災警報器設置、維持管理の徹底等)
- (イ) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (ウ) 放火火災防止対策の推進
- (エ) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (オ) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (カ) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (キ) 林野火災予防対策の推進

エ. 期間中の火災発生件数5件 期間中の死傷者(死者2名、負傷者0名)

#### (2) 秋季火災予防運動

ア. 実施期間 令和4年11月9日～11月15日(全国統一実施期間と同じ)

イ. 統一標語 『おでかけは マスク戸締り 火の用心』

ウ. 重点目標

- (ア) 住宅防火対策の推進(住宅用火災警報器設置、維持管理の徹底等)
- (イ) 乾燥時及び強風時の火災発生防止指導の推進
- (ウ) 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進
- (エ) 放火火災防止対策の推進
- (オ) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (カ) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (キ) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

エ. 期間中の火災発生件数1件 期間中の死傷者(死者1名、負傷者0名)

(令和4年春 期間中3/20～3/26)

火災種別	火災件数	死者	負傷者	備考
建 物	5	2	0	
住宅	3	2	0	
林 野	0	0	0	
車 両	0	0	0	
船 舶	0	0	0	
航空機	0	0	0	
その他	0	0	0	
計	5	2	0	

(令和4年秋 期間中11/9～11/15)

火災種別	火災件数	死者	負傷者	備考
建 物	1	1	0	
住宅	0	0	0	
林 野	0	0	0	
車 両	0	0	0	
船 舶	0	0	0	
航空機	0	0	0	
その他	0	0	0	
計	1	1	0	

### (3) 車両火災予防運動

ア. 実施期間 令和4年3月20日～3月26日

#### イ. 重点推進項目

- (ア) 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
- (イ) 危険物品の車両内への持込み禁止
- (ウ) 車両からのたばこの投げ捨て防止
- (エ) 車両の防火安全対策の徹底
- (オ) 食堂車等における火気使用設備の点検、整備の励行
- (カ) 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行
- (キ) 水底トンネル等における危険物等を積載する車両の通行の禁止又は制限の遵守

### (4) 山火事予防運動

ア. 実施期間 令和4年3月20日～3月26日

イ. 統一標語 『山火事を 防ぐあなたの 心がけ』

#### ウ. 重点事項

- (ア) 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- (イ) たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- (ウ) 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- (エ) 火入れを行う際は許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火設備をすること
- (オ) たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- (カ) 火遊びはしないこと、また、させないこと

## 2. 第68回文化財防火デー(令和4年1月26日)

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年以降、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

本県においては、国・県指定の文化財建造物を中心として、県・消防機関等が協力して消火点検・消防訓練等を行っている。

## 3. 防火管理体制

消防法第8条は、一定の防火対象物には防火管理者を置き、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせなければならないことを規定している。

令和5年3月31日現在における防火管理者を選任すべき防火対象物は甲種7,114対象物、乙種1,710対象物の計8,824で、前年度末に比べ2対象物(0.1%)減少した。このうち防火管理者が選任されている対象物は7,978対象物で、選任率は90.4%(前年90.2%)、また、消防計画届出済防火対象物は7,636対象物で、届出率は86.5%(前年86.4%)となっている。

防火管理者の選任、消防計画の届出状況は消防機関の指導により改善傾向にはあるが、不十分な面もあり、今後さらに消防機関の強力かつきめ細かい指導が望まれる。

## 4. 民間防火組織

### (1) 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、満9歳以下(小学校4年生以下)の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されており、消防施設見学、防火教室、避難訓練、火災予防運動への参加等を行っている。

令和5年5月1日現在の結成状況は第3表のとおりで、283クラブが編成され、クラブ員は14,357名となっている。

### (2) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、10歳以上15歳以下(小学校5,6年、中学校1年～3年)の少年少女により編成され、この年代から火災予防に関する知識を習得し、学校や各家庭における火災発生を防止する目的で組織づくりが進められており、主に学校単位で結成されている。

令和5年5月1日現在の結成状況は第3表のとおりで、214クラブが結成され、22,901名のクラブ員となっており、各クラブ員は、学校教職員、消防職団員の指導のもとに消防施設見学、防火教室、避難訓練、防火ポスターや標語の作成、火災予防に関する研究発表、火災予防運動への参加等の諸活動を通じ、火災予防の重要性の習得に努めている。

また、消防庁及び県では、毎年、優良な少年消防クラブ及び指導者を表彰している。(第11章参照)

### (3) 女性防火クラブ

女性防火クラブは、火災予防の知識を養い、家庭及び地域を火災から守る目的で結成されており、消防職団員の指導のもと、家庭の防火診断、避難訓練、消火器や小型ポンプの操作方法の習得、防火研修会の開催、火災予防運動への参加等の活動を行っている。

令和5年4月1日現在の結成状況は第4表のとおりで、56クラブが結成され、18,292名のクラブ員がいる。

第1表 甲種防火対象物防火管理者選任状況

[令和5年3月31日現在]

防火対象物の区分	法第8条該当防火対象物数 (A+B)	管理権原が単一の対象物					管理権原が2以上に分かれている対象物																					
		対象物数 A	防火管理者届出済対象物数	消防計画届出済対象物数	令第3条第2項適用	令第3条第2項適用	対象物数 B [B≧C+D+E]	防火管理者の選任が完全に実施されているもの										部分的に防火管理者の選任がなされているもの										
								対象物数 D	防火管理者が2人以上選任されているもの					消防計画					対象物数 E		届出防火管理者数							
									令第3条第2項適用	令第3条第3項非該当	令第3条第2項適用	令第3条第3項該当	令第3条第2項適用	全体の消防計画届出済対象物数	令第3条第2項適用	一部分の消防計画届出防火対象物数 a	令第3条第2項適用	令第3条第2項適用	令第3条第3項非該当	令第3条第2項適用	令第3条第3項該当	令第3条第2項適用	一部分の消防計画届出防火対象物数 b	令第3条第2項適用				
1	イ	38	38	38		38																						
	ロ	270	270	259		253																						
2	イ	2	2	2		2																						
	ロ	59	58	58		58	1				1		1															
	ハ																											
	ニ	18	18	18		18																						
3	イ	31	31	29		26																						
	ロ	308	294	278		268	14	12			2		4				14											
4	イ	982	972	933		914	10	2			6		27			30	6		2			2		2		2		
5	イ	270	270	268		267																						
	ロ	418	418	381		355																						
6	イ	(1)	57	56	55		55	1					1				1											
		(2)	6	6	6		6																					
		(3)	46	45	44		44	1	1									1										
		(4)	79	78	75		74	1						1			2		1									
	ロ	(1)	461	459	457		454	2						2			2		2									
		(2)	1	1	1		1																					
		(3)	1	1	1		1																					
		(4)	3	3	3		3																					
		(5)	28	28	27		26																					
	ハ	(1)	115	114	113		113	1						1			2		1									
		(2)																										
		(3)	309	309	308		308																					
		(4)	10	10	9		9																					
		(5)	47	47	47		47																					
	ニ	35	35	35		35																						
	7		346	343	342		337	3	1				2				4		3									
8		56	56	55		54																						
9	イ	4	4	4		4																						
	ロ	32	32	31		29																						
10		8	8	8		8																						
11		299	299	221		170																						
12	イ	584	584	565		528																						
	ロ	3	3	3		3																						
13	イ	6	6	5		4																						
	ロ																											
14		79	78	71	1	64	1	1								1												
15		901	892	866		838	9	2					7		13		1											
16	イ	999	931	855		823	68	17					44	1	125	2	15		59	1	1		5		8		4	5
	ロ	191	179	161	3	148	3	12	5				5		11				10			2		3				2
16の2		1	1	1		1																						
16の3																												
17		11	11	11		11																						
高層建築物																												
合計		7114	6990	6644	4	6397	4	124	40				73	1	195	2	49		108	1	4		9		13		6	9

第2表 乙種防火対象物防火管理者選任状況

[令和5年3月31日現在]

防火対象物の区分	法第8条該当防火対象物数 (A+B)	管理権原が単一の対象物					管理権原が2つ以上に分かれている対象物																
		対象物数 A	防火管理者届出済対象物数	令第3条第2項適用	消防計画届出済対象物数	令第3条第2項適用	対象物数 B [B≧C+D+E]	防火管理者の選任が完全に実施されているもの						部分的に防火管理者の選任がなされているもの									
								全管理権原者が共同して1人の防火管理者を選任している対象物数 C		防火管理者が2人以上選任されているもの		消防計画		対象物数 E			届出防火管理者数	令第3条第2項適用	一部分の消防計画届出対象物数 b	令第3条第2項適用			
								令第3条第2項適用	令第3条第2項適用	対象物数 D	令第3条第2項適用	届出防火管理者数	令第3条第2項適用	全体の消防計画届出済対象物数	令第3条第2項適用	一部分の消防計画届出防火対象物数 a					令第3条第2項適用		
1	イ																						
	ロ	44	44	21		17																	
2	イ	5	5	5		4																	
	ロ	3	3	1		1																	
	ハ																						
	ニ																						
3	イ	1		1		1																	
	ロ	656	650	550	1	526	1	6	5	1		3		5									
4		333	333	262		249																	
5	イ	19	19	19		19																	
	ロ	9	9	6		2																	
6	イ	(1)																					
		(2)																					
		(3)																					
		(4)	4	4	3		3																
		(5)																					
	ロ	(1)																					
		(2)																					
		(3)																					
		(4)																					
		(5)																					
	ハ	(1)	24	24	23		23																
		(2)																					
		(3)	6	6	6		6																
		(4)	2		1		1																
(5)		16	16	16		15																	
ニ																							
7		7	7	7		7																	
8		15	15	13		13																	
9	イ																						
	ロ	25	25	25		22																	
10		1		1																			
11		120	120	63		50																	
12	イ	6		4		3																	
	ロ																						
13	イ	2		2		2																	
	ロ																						
14		5		4		4																	
15		272	272	201		181																	
16	イ	120	115	92		84	5			1		2		1									
	ロ	11	11	5		3																	
16の2																							
16の3																							
17		4	4	3		3																	
高層建築物																							
合計		1710	1699	1334	1	1239	1	11	5	2		5		6			1		1		1		

### 第 3 表 幼年消防クラブ及び少年消防クラブの現況

[令和5年5月1日現在]

区分  市町村名	幼年消防クラブ		少年消防クラブ															
	クラブ数	クラブ員数	組織別クラブ数						組織別クラブ員数					指導者数				
			計	学校単位		市町村単位	地区単位	その他	計	学校単位		市町村単位	地区単位	その他	計	学校単位		その他
				小学校	中学校					小学校	中学校					小学校	中学校	
富山市	115	8,510	89	64	25				12,882	6,420	6,462				89	64	25	
高岡市	51	1,234	24	24					2,459	2,459					96	96		
魚津市	13	1,049	4	3			1		55	38			17		4	3		1
氷見市	12	231	10	10					588	588					26	26		
滑川市	15	526	10	7			1	2	537	517			10	10	26	24		2
黒部市			9						665						9			
砺波市	2	110	8	8					798	798					10	10		
小矢部市	8	807	5	5					610	610								
南砺市	11	293	8	7			1		681	643			38		16	14		2
射水市	29	644	16	16					1,527	1,527					32	32		
舟橋村	1	99	1	1					92	92					2	2		
上市町	9	206	6	6					275	275					6	6		
立山町	2	62	6	6					377	377					17	17		
入善町																		
朝日町																		
砺波地域																		
富山県東部																		
新川地域	15	586	18	17	1				1,355	1,154	201				42	34	8	
合計	283	14,357	214	174	26		3	2	22,901	15,498	6,663		65	10	375	328	33	5

### 第 4 表 女性防火クラブの現況

[令和5年4月1日現在]

区分  市町村名	計		市街地		農山村地域		漁村地域		その他	
	組織数	人員数	組織数	人員数	組織数	人員数	組織数	人員数	組織数	人員数
	(ア)~(エ)	(カ)~(ケ)	(ア)	(カ)	(イ)	(キ)	(ウ)	(ク)	(エ)	(ケ)
富山市	40	17,582	40	17,582						
高岡市										
魚津市	1	5							1	5
氷見市										
滑川市										
黒部市										
砺波市										
小矢部市										
南砺市	2	225			2	225				
射水市	7	88	7	88						
舟橋村										
上市町	1	15	1	15						
立山町	1	24	1	24						
入善町										
朝日町										
砺波地域										
富山県東部										
新川地域	4	353	3	28					1	325
合計	56	18,292	52	17,737	2	225			2	330

## 5. 防火対象物定期点検報告制度

消防法の改正に伴い、平成15年10月1日より防火対象物定期点検報告制度が導入された。対象となる防火対象物は、(1)収容人員300人以上の特定防火対象物(消防法施行令第4条の2の2第1号該当)、(2)30人以上300人未満の防火対象物で、特定用途が3階以上の階又は地階に存するもので、階段が1つのもの(屋外に設けられた階段であれば免除)(消防法施行令第4条の2の2第2号該当)である。対象となる防火対象物の権原を有する者は、防火対象物点検資格者に年に1回の点検を依頼し、結果を消防機関へ報告しなければならない。消防機関が基準に適合したと認定した場合、防火基準点検済証を表示できる。

また、防火対象物のすべての部分が3年間継続して消防法令を遵守していると消防機関が認めた場合、特例認定を受け点検・報告が3年間免除されるとともに、防火優良認定書を表示することができる。令和5年3月31日現在の状況は第5表のとおりである。

第5表 防火基準点検済証及び防火優良認定書交付状況

(令和5年3月31日現在)

防火対象物の区分	該当防火対象物数				点検報告済防火対象物数						特例認定済防火対象物数				点検報告件数		認定件数		実施率						
	A				B						C				F		G		H						
	[A≥B+C]				[B≤F]														(%)						
	第1号該当		第2号該当		第1号該当			第2号該当			第1号該当		第2号該当		第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当	合計		
	複数権原		複数権原	基準適合	複数権原	基準適合	複数権原	基準適合	複数権原	基準適合	複数権原	基準適合	複数権原	基準適合	第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当			
1	イ	37		0	14	7	0	0	0	0	14	0	0	0	17	0	5	0	681.7	0	681.7				
	ロ	188		0	96	43	0	0	0	0	58	0	0	0	100	0	18	0	1199.3	0	1199.3				
2	イ			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ロ	49		0	15	9	1	0	0	0	26	0	0	0	18	0	14	0	917.3	0	917.3				
	ハ			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	イ		3	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	150	0	150				
	ロ	8		36	4	0	0	13	3	0	2	0	5	0	4	17	1	0	260	135.7	157.1				
4		263	2	18	0	142	100	1	6	0	0	51	1	4	0	172	7	26	1	966.5	156.3	960.5			
5	イ	47		23	0	14	12	0	8	6	0	19	0	8	0	14	9	5	5	857.9	626.9	1032			
6	イ	(1)	24		4	0	4	2	0	0	0	12	0	4	0	5	0	3	1	579.2	100	583.4			
		(2)			1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100	100		
		(3)	8		4	1	2	0	0	1	1	0	5	0	1	3	1	3	2	200	66.7	185.7			
		(4)			6	0	0	0	0	1	1	0	1	0	5	0	0	2	1	2	100	100	200		
	ロ	(1)	5		6	0	1	1	0	2	2	0	3	0	2	0	1	2	1	1	350	216.7	426.7		
		(2)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(3)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(4)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(5)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ハ	(1)	2		2	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	100	100	166.7			
		(2)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(3)	6		1	0	5	4	0	0	0	1	0	0	5	1	0	0	200	0	183.3				
		(4)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(5)	1		1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	0	100	100	100			
ニ	2		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	100	0	100					
9	イ	4		0	2	1	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	0	300	0	300					
16	イ	210	32	27	1	81	51	13	13	2	0	72	10	5	0	108	16	44	3	1039	337.5	1041.9			
16の2				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	858	36	132	3	383	233	15	47	16	0	268	11	37	1	453	58	124	16	1143.8	731.9	1132.9				



## 6. 消防設備士

### (1) 消防設備士試験

消防法第17条の8の規定により、消防用施設等の工事及び整備の技術基準を確保するため、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識及び技能について資格者試験を行っているもので、令和4年度の実施状況は、第6表のとおりである。

また、昭和41年以降における消防設備士免状の交付状況は、第7表のとおりである。

### (2) 消防設備士法定講習

消防設備士は、消防法第17条の10の規定により、都道府県知事が行う講習を受けなければならないこととなっているが、令和4年度の実施状況は、第8表のとおりである。

第6表 令和4年度消防設備士試験実施結果

実施日 令和4年8月20・21日、令和5年1月29日  
実施場所 富山市

区分		受験者	筆記合格者	合格率	最終合格者	最終合格率
甲種	特類	11	0	0.0%	0	0.0%
	1類	111	56	50.5%	25	22.5%
	2類	34	24	70.6%	14	41.2%
	3類	25	18	72.0%	9	36.0%
	4類	175	106	60.6%	59	33.7%
	5類	22	13	59.1%	9	40.9%
小計		378	217	57.4%	116	30.7%
乙種	1類	16	10	62.5%	6	37.5%
	2類	13	7	53.8%	4	30.8%
	3類	14	10	71.4%	5	35.7%
	4類	56	32	57.1%	17	30.4%
	5類	22	7	31.8%	3	13.6%
	6類	223	129	57.8%	103	46.2%
	7類	50	38	76.0%	31	62.0%
小計		394	233	59.1%	169	42.9%
合計		772	450	58.3%	285	36.9%

第7表 令和4年度消防設備士免状交付状況

区分	合計	甲種							乙種							
		小計	特類	1類	2類	3類	4類	5類	小計	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類
令和4年度	681	450	0	122	2	1	290	35	231	12	1	2	36	13	156	11
昭和41年度からの累計	15,384	7,555	28	1,883	470	480	4,310	384	7,829	541	136	129	1,167	208	3,140	2,508

第8表 令和4年度消防設備士法定講習実施状況

区分	受講申請者数	受講者数
消火設備	143	140
警報設備	343	337
避難設備・消火器	206	204
計	692	681

実施場所：富山市

実施日：令和4年10月13、14、19、20、25、26、27日

(注)消火設備とは、甲・乙種1、2、3類消防設備士

警報設備とは、甲・乙種4類、乙種7類消防設備士

避難設備・消火器とは、甲・乙種5類、乙種6類消防設備士

## 7. 第68回富山県小学生火災予防研究発表大会

秋季全国火災予防運動にあわせて、県と関係団体、報道機関の共催で、小学生を対象とした火災予防に関する研究、体験等の発表大会を開催し、防火意識の向上を図り、火災のない安全で住みよい地域づくりを推進している。

ア. 日 時 令和4年11月12日

イ. 場 所 富山県教育文化会館ホール

ウ. 参加者 県内の小学校13校から小学3、4、5、6年生87名が参加

エ. 結 果 特選:氷見市立湖南小学校6年生

金賞:立山町立釜ヶ淵小学校4年生

銀賞:魚津市立清流小学校3年生、富山市立神通碧小学校5年生

銅賞:高岡市立博労小学校5年生、砺波市立出町小学校5年生

## 8. 令和4年度富山県小中学生防火ポスター図案審査会

防火思想の普及啓発を目的に、消防本部が募集した防火ポスター図案から、優秀な作品を審査し、表彰を行っている。

ア. 実施日 令和4年12月22日

イ. 場 所 富山県防災センター

ウ. 応募数 小学生:41点(応募総数2,526点)、中学生:30点(応募総数1,592点)計71点  
(消防本部が優良と認めた作品を募集し、審査)

エ. 配 付 小学生の部の最優秀作品を約3,700枚印刷し、消防本部を通じて関係機関に配付

オ. 展 示 ・富山県広域消防防災センター四季防災館(令和5年2月1日～2月28日)

・総曲輪フェリオ(令和5年3月20日～3月26日)



最優秀作品（小学生の部）



最優秀作品（中学生の部）